

## 松阪市上下水道等営業関連業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松阪市上下水道等営業関連業務委託（以下「本業務」という。）における使用者へのきめ細かなサービスを提供するとともに、より一層の作業効率、収納率の向上を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者の中から、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 委託業務概要

- (1) 委託業務名 松阪市上下水道等営業関連業務委託
- (2) 業務区域 松阪市給水区域全般及び飯高簡易水道区域
- (3) 業務概要
  - ①受付業務（「松阪管内・嬉野管内・三雲管内」を1箇所と「飯高管内・飯南管内」を1箇所の計2箇所の拠点で実施する。）
  - ②検針業務
  - ③調定・更正業務
  - ④収納業務
  - ⑤精算業務
  - ⑥開栓・閉栓業務
  - ⑦滞納整理業務
  - ⑧収納促進業務（受益者負担金）
  - ⑨給水停止業務
  - ⑩メーター交換業務（緊急時に対応するメーター交換分）
  - ⑪料金等システムの構築及び運用保守業務
  - ⑫統計業務
  - ⑬委託者に対する情報提供サービス
  - ⑭事務引継ぎ
  - ⑮上記①～⑭に付帯する業務
- (4) 業務期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで  
（契約の日から平成25年9月30日までは、準備期間とシステム構築及びデータ移行期間）

### 2. 提案価格の上限額及び最低制限価格

[提案価格の上限額] 1,140,000,000円（税抜き）

[最低制限価格] 798,000,000円（税抜き）

- ① 提案価格は、上記の提案価格の上限額以下とし、上限額を超えた提案は失格とします。また、当該業務においては最低制限価格を設定するので、最低制限価格を下回ったときも失格とします。
- ② 提案価格は、提案価格書（様式第6号）により提示するものとし、提案価格内訳明細書（様式第7号）を必ず添付すること。この場合において、提案価格書または提案価格内訳明細書のいずれかの提示がない場合は、書類不備として失格とします。

### 3. 参加資格要件

#### (1) 参加条件について

プロポーザルに参加する者は、松阪市上下水道等営業関連業務の目的を理解し、本業務に実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次の各号に掲げる項目をすべて満たしていなければなりません。

- ① 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿（業務委託）に登録があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ④ 松阪市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- ⑦ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合評価制度の認証、又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- ⑧ 松阪市内に設ける事務所に給水装置工事主任技術者の資格を有する者1名を専任で配置できること。
- ⑨ 給水人口15万人以上の自治体において、検針業務、収納業務、窓口受付業務、開閉栓業務などの業務を包括した業務委託契約として、過去10年間に2年以上連続で業務を受託し履行した実績を有していること。（例：5年間の履行期間を有する業務委託の履行期間中で、これまで満2年間が経過している場合は実績の対象とします。）

#### (2) 業務の再委託について

「1. 委託業務概要」の「(3) 業務概要」の各号に掲げるすべての業務を遂行できることを原則としますが、⑩料金等システムの構築及び運用保守業務に限っては、他社に協力業者として再委託することを認めます。

ただし、他社に協力会社として再委託するときは、システム関連業務協力予定者「様式第9号」の提出ができること。また、システム関連業務協力予定者についても、前項の①～⑦の各号の資格要件を満たしていること。

(注意)

様式第9号に記載したシステム関連業務協力予定者については、原則、変更は認めないものとする。

### 4. 提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 提案者は企画提案書の提出をもって、実施要領、仕様書、評価基準等の記載内容を熟読し、精査したうえで提案を行ったものとみなし、市の提示した条件等を承諾したものとみなします。
- (2) 今回のプロポーザルに参加する上で要した費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提案に関して使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とします。
- (4) 提出された書類については、変更はできないものとします。また、提出された書類は、採用、不採用

にかかわらず返却いたしません。

- (5) 提出された書類については、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象とします。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、提案を無効とし、失格とします。
- ① 提案者が本業務に複数の提案（応募）を行ったとき。
  - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
  - ③ 著しく信義に反する行為があったとき。
  - ④ その他選定に係る不正行為があったとき。
- (7) 実施要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知します。

## 5. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第31条に基づき、契約締結時に契約金額の10分の1の金額を契約保証金として納めていただきます。

ただし、現金以外の方法もあるため、松阪市上下水道部上下水道総務課の担当まで連絡して下さい。

## 6. 参加申請について

- (1) 所管課（申請書の提出先）

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1（第三分館）

松阪市上下水道部上下水道総務課

電話 0598-53-4374 ファクシミリ 0598-26-4319

メールアドレス [iyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp](mailto:iyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp)

- (2) 選定の実施スケジュール

	内 容	日 付
1	実施の公告（公表）	平成 24 年 11 月 12 日（月）
2	参加資格審査申請書の質問書の提出期限	平成 24 年 11 月 16 日（金）
3	参加資格審査申請書の質問書の回答期限	平成 24 年 11 月 20 日（火）
4	参加資格審査申請書等の提出期限	平成 24 年 11 月 26 日（月）
5	参加資格審査の合否回答（有参加資格者の決定）	平成 24 年 11 月 28 日（水）
6	企画提案書、システム構築調査書、プレゼン等の質問書の提出期限	平成 24 年 12 月 10 日（月）
7	企画提案書、システム構築調査書、プレゼン等の質問書の回答期限	平成 24 年 12 月 14 日（金）
8	企画提案書、システム構築調査書、提案価格書の提出期限	平成 24 年 12 月 26 日（水）
9	プレゼン・ヒアリング・システムデモの実施	平成 25 年 1 月 9 日（水） ～ 1 月 11 日（金）
10	最優秀提案者の決定（予定）	平成 25 年 1 月 22 日（火）
11	業務委託契約締結	平成 25 年 2 月 1 日（金）

※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は連絡いたします。

(3) 企画提案実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：平成 24 年 11 月 12 日（月） ～ 平成 24 年 11 月 26 日（月）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 23 号）  
に規定する休日を除く午前 9 時～午後 5 時まで、但し、正午から午後 1 時を除く。

閲覧場所：(1) に同じ

※市のホームページよりダウンロードすることが出来ます。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1352091836814/index.html>

(4) 参加資格審査申請書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成 24 年 11 月 26 日（月）午後 5 時（必着）

提出場所：(1) と同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便による。

提出書類：「参加資格審査申請書」 様式第 1 号

「会社概要」 様式第 2 号

「類似業務受託実績等」 様式第 3 号（契約書等の写し添付）

直近年度の納税証明書（提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの）

情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証書、又はプライバシーマ  
ーク登録証の写し

(5) 参加資格審査申請書の可否通知（参加資格者の決定）

回 答 日：平成 24 年 11 月 28 日（水）

回答方法：メールにより各社へ通知します。

(6) 参加資格審査申請書の質問書の提出期限

平成 24 年 11 月 16 日（金）午後 5 時（必着）

※質問の要旨を質問書（様式任意）に記載し、松阪市上下水道部上下水道総務課に原則としてメ  
ール（ファクシミリでも可）で送信して下さい。

(7) 参加資格審査申請書の質問書の回答期限

原則として、平成 24 年 11 月 20 日（火）までに質問者に対し随時回答します。

7. 企画提案書、システム構築調査書、提案価格書等の提出

提案書は、次の要件により提出して下さい。

(1) 企画提案書

① 提出書類

・企画提案書の提出は、A 4 判紙製ファイルに綴じること。また、ファイルの表紙には、「業務  
名：松阪市上下水道等営業関連業務委託」及び「業者名」を記入してください。

・ファイルへ綴じる順番は、下記のとおりとする。

1) 企画提案書（表紙）「様式第 4 号」

2) 業務実施体制表「様式第 5 号」

（記入例を参考に営業時の業務組織体制を記載してください。）

- 3) 業務打合せ役割分担表「様式第 8 号」  
(営業開始までの準備期間における役割分担を記載してください。)
- 4) システム関連業務協力予定者「様式第 9 号」  
(当該業務の履行において協力業者や再委託業者がある場合は提出してください。)
- 5) 企画提案書  
(下記の企画提案作成要領に従い、作成してください。)
- 6) 松阪市上下水道等営業関連業務委託に伴うシステム構築調査書(以下「システム構築調査書」という。)  
(下記のシステム構築調査書作成要領に従い作成してください。)
- 7) 様式の指定がない提案書類についての様式は自由とします。

② 提出部数

企画提案書の提出は、正本 1 部、副本 1 1 部、電子媒体 (CD 又は CDR) 1 部提出してください。

なお、企画提案書「第 4 号様式」の代表者印(本市の競争入札参加資格者登録に使用した印)の押印は、正本のみで結構です。副本については、代表者印は不要です。電子媒体には紙媒体で提出する文書すべてを収めて下さい。

③ 企画提案作成要領

- ・使用ソフトは Word 及び Excel または、PowerPoint とし、A 4 縦長横書き両面とします。
- ・「松阪市上下水道等営業関連業務委託公募型プロポーザル業者選定基準」3 ページの「3. 評価内容」に従い、当該業務における業務の提案を行ってください。
- ・企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容として下さい。ページ数は 50 ページ以内として下さい。
- ・企画提案においては、「松阪市上下水道等営業関連業務委託仕様書」を十分に理解し、業務において最も有効かつ有利な提案を行ってください。記載する項目は、当該項目内で完結して下さい。
- ・説明は文書をもって行い、図等はその補助として用いて下さい。図のみの説明とならないようにして下さい。なお、必ずページ番号を表記して下さい。

④ システム構築調査書作成要領

- ・システム構築調査書に記載の機能概要に対し、導入の可否を記載してください。記載はシステムの構築又は稼働において機能として導入の可否を「導入可」、「導入不可」のいずれかの欄に「○」を記入し明示してください。
- ・「導入不可」であるが、代替案があるときは、備考欄に記載して下さい。

(2) 提案価格書

- ・提案価格は、提案価格書「様式第 6 号」及び提案価格内訳明細書「様式第 7 号」(以下「提案価格書」という。)により行ってください。いずれかの書類の提示がない場合は、無効となりますのでご注意ください。(提案価格書と提案価格内訳明細書は同封してください。)
- ・提案価格書は、8 ページの図に基づき、封緘(封の糊付け)、封の継ぎ目に封印(押印)し、提出して下さい。

### (3) 企画提案書及び提案価格書の提出方法

- ・企画提案書及び提案価格書の提出は、直接持参いただくか、又は郵送（書留郵便に限る。）、宅配便でお送り下さい。それ以外の方法による提出は認められません。
- ・提出期限は、平成 24 年 12 月 26 日（水）午後 5 時必着とします。
- ・提出先は、下記のとおりとします。

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1（第三分館内）

松阪市役所上下水道部上下水道総務課

## 8. 企画提案書、システム構築調査書、プレゼン等に関する質問の受付

### (1) 質問の提出方法等

#### ① 質問の提出方法

質問書兼意見書「様式第 10 号」に内容を簡潔にまとめて記載し、松阪市役所上下水道部上下水道総務課にメールで送信し、必ず確認の電話をして下さい。

送信先メールアドレス [jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp](mailto:jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp)

電話 0598-53-4374

#### ② 質問の受付期限

平成 24 年 12 月 10 日（月）午後 5 時まで

### (2) 質問に対する回答

#### ① 質問の回答期限

平成 24 年 12 月 14 日（金）午後 5 時までに回答します。

#### ② 質問に対する回答書は、原則として質問者のみに回答します。ただし、質問内容が全社に関係するものと判断した場合はメールで回答します。

なお、電話および口頭等の個別の対応はいたしません。

## 9. 企画提案書、プレゼン審査、システムデモ及びシステム構築調査書審査の実施

企画提案書内容に基づいたプレゼンと、システムデモ及びシステム構築調査書による審査を実施します。

### (1) 実施日時 平成 25 年 1 月 9 日（水）～ 平成 25 年 1 月 11 日（金）

※参加資格業者数によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は連絡します。

### (2) 審査場所 別途通知します。

### (3) 実施時間 1 業者あたりデモ 2 時間・質疑応答 1 時間としますが、参加業者数により短縮されることがあります。

### (4) 出席者 一参加者 5 名以内として下さい。但し、選定委員の質問に答えられるよう担当者の出席をお願いします。

### (5) 準備品 パソコン、プロジェクター等は各社で準備して下さい。

### (6) プレゼン、システムデモ及びヒアリングの実施の順番

参加資格審査申請書の受付順とします。なお、辞退者がでた場合は順次繰り上げるものとします。

## 10. 企画提案書等の審査方法

「松阪市上下水道等営業関連業務」受託業者選考にあたっては、上下水道等営業関連業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が「公募型プロポーザル業者選定基準」に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ最優秀提案者を選定します。

### 11. 審査方法

選定委員会は、参加資格審査を通過した業者を対象に企画提案書及びプレゼン審査、システムデモ及びシステム構築調査書の審査を実施し「公募型プロポーザル業者選定基準」に基づき、技術点と提案価格を併せて採点し、総合評価点により最優秀提案者を決定します。

総合評価点と同点となる業者が複数あった場合は、価格の低い業者を最優秀提案者とします。また、価格が同額であった場合には、くじにて最優秀提案者を決定します。くじについての辞退はできないものとします。

なお、適合する業者がないときは「適合業者なし」とし、再募集する場合があります。

### 12. 審査結果の通知

審査結果は、松阪市ホームページで提案価格、技術点結果、最優秀提案者名を公表します。

なお、最優秀提案者には郵送により通知します。選定外業者には電話で連絡いたします。

### 13. 業務委託に関する条件

#### (1) 契約について

契約については、松阪市上下水道等営業関連業務の委託契約を締結するものとします。

#### (2) 費用の支払い

費用の支払い期間は平成 25 年 10 月から平成 30 年 9 月までとします。

費用は、上下水道部が請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとします。

上下水道等営業関連業務委託で上下水道部が支払う額は、契約額支払期間の支払総額を支払期間月数で均等に分割した額とします。この場合において、各月の支払い額に円未満の端数が生じる場合には、端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は、毎年度の最終月の請求に加えて支払うものとします。

#### (3) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

##### ① 委託業者の債務不履行の場合

委託業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合、または不履行が見込まれる場合には、上下水道部は委託業者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその修復を求めることができるものとします。

委託業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、上下水道部は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとします。

##### ② 上下水道部の債務不履行の場合

上下水道部の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、委託業者は契約を解除できるものとします。この場合において、委託業者が契約を解除した場合、委託業者は上

下水道部に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

- ③ 当事者の責めに帰すことができない事由により継続が困難となった場合、不可効力、または委託業者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合、上下水道部及び委託業者双方により委託業務の継続について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、上下水道部または委託業者は、契約を解除できるものとします。

#### 14. その他

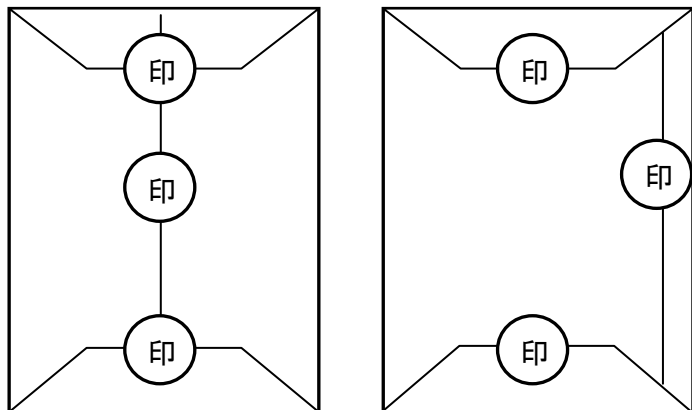
- (1) 上下水道部からの参加資格審査合否決定後、辞退する場合は指定の様式・参加辞退届「様式第 11 号」を使用して平成 24 年 12 月 26 日（水）午後 5 時まで、松阪市上下水道部上下水道総務課へ参加辞退届を提出して下さい。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。郵送される場合は、必ず書留、または簡易書留、特定記録郵便として下さい。
- (2) 業務打合せ役割分担表「様式第 8 号」に記載した担当者を変更する場合には、事前に上下水道部上下水道総務課に届け出て下さい。但し、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有する資格等を示す書類等を添付して下さい。
- (3) 免震装置（仕様書 P21 第 3 部 4 ハードウェア・ソフトウェア仕様(3)を参照）の調達については、受託者の負担となりますが、本業務の終了後において免震装置は委託者へ譲渡すること。
- (4) 提案価格書を提出する際は封筒に入れ、下記の参考例の通り、封緘（封の糊付け）、封印し提出して下さい。

##### 【参考例】

提案価格書用封筒（表）

提案価格書在中	
松阪市	
上下水道事業管理者	
	〇〇〇〇宛
件名	〇〇〇〇
商号	△△△△
代表者名	□□□□

提案価格書用封筒（裏）



(注意)

- ・縦書き、横書きどちらでも有効です。
- ・印は、使用印鑑届印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目 3 ヲ所へ押印してください。

- (5) 提出された提案価格書について、次の各号に該当する場合は無効とします。

- ① 同一提案者が、二以上の提案価格書を提出したとき。
- ② 提案価格書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は記載金額が識別しがたいとき。
- ③ 提案価格書の桁まちがい等、提案者から誤記との意思表示がなされたとき。



- ④ 提案価格が上限額を超えたとき、又は最低制限価格を下回ったとき。
- ⑤ 提案価格書用封緘に封緘（封の糊付け）、封印のないとき。
- ⑥ 提案価格内訳明細書が同封されていないとき。
- ⑦ 提案価格書と提案価格内訳明細書の合計が同額でないとき。
- ⑧ 提出期限までに提案価格書を提出しないとき。
- ⑨ 技術評価において、技術点が 180 点満点中、6 割未満（108 点未満）の場合は失格とし、提案価格書を開封しないまま返却します。

(6) 現行委託契約の参考事項

- ① 平成 24 年 11 月 1 日現在の人員配置について

責任者（社員）1 名

副責任者（社員）2 名

松阪事務所 窓口受付業務（社員）4 名 （パート）4 名

検針開閉栓業務（社員）4 名

徴収・滞納整理業務（社員）4 名 （契約社員）6 名

SE（社員）1 名

飯南事務所 窓口・検針・徴収滞納整理業務（社員）1 名 （パート）1 名

その他 開閉栓員（委託）3 名

検針員（委託）49 名

集金員（委託）4 名

(\*) 職種別人員数 社員 17 名、契約社員 6 名、パート 5 名、委託 56 名

- ② 委託者の単価

検針委託料

検針地区	単 価
松阪管内・嬉野管内・三雲管内	55 円/件
飯南管内・飯高管内	80 円/件

開閉栓委託料

全域	500 円/件
----	---------

- ③ 営業事務所（お客様センター）の延べ床面積

松阪事務所 115.77 m<sup>2</sup>

飯南事務所 16.37 m<sup>2</sup>